

令和7年10月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年10月6日(月) 午後1時30分から午後2時27分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 松本康博	2番 香月英昭
3番 中村津多子	4番 西村徳義
6番 高塚和行	7番 江頭和夫
8番 釘本勝	9番 大屋博幸
10番 古賀榮一	11番 北島英文
12番 江里口勇	13番 秋丸政光
14番 江里口泰信	

4. 欠席委員

5番 井手悦郎

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第4条による許可申請について

第3号議案 農地法第5条による許可申請について

第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

第5号議案 農用地売渡等の希望申出について

第6号議案 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副島政隆 副局長兼庶務係長 真子祐輝

7. 会議の概要

事務局	皆さんこんにちは。定刻を少し過ぎておりますけれども、ただいまから始めさせていただきます。本日は、令和7年10月の農業委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。
会長	まず、開会に当たりまして江里口会長から御挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。今日は、お忙しい中にお集まりいただきまして誠にありがとうございました。 稲のほうも、間もなくすると刈り取りが始まると思います。 先般の佐賀新聞で御覧になった方もいらっしゃると思いますけれども、耕作放棄地の固定資産税について載っておりました。通常ですと、1ヘクタールの固定資産税が1万円ぐらいということで、それを耕作放棄地にしたままにしておりますと、1万8,000円の税金がかかる。そしてまた、中間管理機構に預けますと税が半額になって、5,000円程度で済むということが佐賀新聞に載っておりまして、13道府県の18市町村がその的確な税処理をやっておられなかったということが載っておりました。 今、農業後継者の減少に伴って耕作放棄地がいろいろ散見されるわけですが、私たちも農業委員でございますので、耕作放棄地の持主が分かれば、そういうことも教えていただければなと思って、今日、御報告をいたしましたわけでございます。 また、今日は1号議案から6号議案までたくさん案件がございますけれども、皆様方の御協力をいただいでスムーズに進行できるように努力をいたしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。
事務局	ありがとうございます。 本日は、5番井手委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は13名で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、議事に入りますが、小城市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。
議長	それでは、ただいまから令和7年10月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から御指名をさせていただきます。 4番西村委員、6番高塚委員をお願いいたします。 また、議案に対し質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いいたします。 それでは、日程第2. 第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。
事務局	申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は8件です。 まず、申請番号1について説明をいたします。

議案資料は1ページから7ページです。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は小城町松尾地区にある農地で、申請の理由といたしましては、南側の農地が今回、転用申請をされておりますが、それに伴いまして不整形な境界線部分を分筆されて、農地として譲受けをされるものです。

以上です。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は8ページから23ページです。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所につきましては三日月町内にある農地で、申請理由につきましては経営移譲のためでございます。

説明は以上です。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

資料は24ページから29ページです。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所につきましては牛津町天満町地区にある農地で、申請理由は親子間での所有権移転でございます。

以上です。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号4について事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号4について説明をいたします。

議案資料は30ページから35ページです。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所につきましては芦刈町芦溝地区にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。

以上です。

議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号5について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号5について説明をいたします。 資料は36ページから41ページです。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号5について事務局より説明) この案件の場所についてですけれども、小城町石体地区にある農地で、申請理由は、農地の近くで飲食店の開業を予定されている方が飲食店で提供する野菜を栽培したいため、農地を取得したいとのことです。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号6について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号6について説明をいたします。 資料は42ページから47ページです。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号6について事務局より説明) この案件の場所ですが、芦刈町小路地区にある農地で、申請理由は、農地の隣の住宅に移住をされる方が家庭菜園として利用するため、農地を取得したいとのことです。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号7について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号7について説明をいたします。 資料は48ページから53ページです。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号7について事務局より説明) この案件の場所につきましては芦刈町下古賀地区にある農地で、申請理由は親子間での所有権移転でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号7について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号7は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号8について事務局から議案の説明をお願いいたします。申請番号8について説明をいたします。議案資料は54ページから63ページです。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号8について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は小城町牛尾地区にある農地で、申請理由は、梅の栽培を親戚から引き継いで行いたいと取得を希望されているところです。</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号8について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号8は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いいたします。議案書は4ページを御覧ください。本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件です。申請番号1について説明をいたします。資料のほうは64ページから71ページです。</p>
議長	<p>(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は三日月町堀江地区の集落に接続した農地で、転用目的は農業用倉庫を建築したいとのことですが、現状のまま利用されます。排水計画ですが、雨水は西側水路へ排水、生活雑排水はありません。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は土地改良事業が施工された第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可し得ると考えております。</p>
2番	<p>説明は以上です。</p> <p>この案件については2番香月委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。</p> <p>農地法第4条申請事前調査事項。</p> <p>1、申請者、2、申請農地、3、転用目的は、先ほど事務局のほうから説明があったとおりです。</p> <p>4、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できます。</p> <p>ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図により適当であると判断できます。</p> <p>ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であります。</p> <p>ニ、被害防除施設・用排水の検討について、雨水は西側水路へ排水され、し尿処理水及び生活雑排水はありません。周辺農地への影響は少ないと考えています。</p> <p>ホ、その他の特記事項について、令和7年9月25日に現地確認済みです。</p>

議 長	<p>令和7年10月6日、農業委員、香月英昭。 よろしく御検討をお願いします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いいたします。 議案書は5ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は2件です。 まず、申請番号1について説明をいたします。 資料は72ページから80ページです。 (第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は小城町寺浦地区の集落に接続した農地で、転用目的は一般住宅を建築したいとのことです。 被害防除対策ですが、周辺に農地がないため影響がないと考えております。排水計画ですが、雨水は南側にある道路側溝へ排水、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、南側道路側溝へ排水されます。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当し、許可し得ると考えております。 以上です。</p>
議 長	<p>この案件については11番北島委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。</p>
11番	<p>それでは、事前調査事項について報告をいたします。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は、事務局の説明のとおりでございます。 続いて、調査事項につきまして報告します。 イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定したことは適当であると思われま ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できます。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要があり、目的を実行されることは確実であると思われま ニ、被害防除施設・用排水の検討について、雨水は河川水路に排水され、家庭用雑排水は合併浄化槽を通して南側水路に排水されます。 ホ、その他の特記事項については、令和7年9月25日に確認をしております。 以上、よろしく検討をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手)</p>

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いいたします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は81ページから85ページです。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は小城町松尾地区にある農地で、転用目的は住宅地として適地であるため、住宅11戸を建築したいと申請をされております。

被害防除対策ですが、盛土はされますが、土留め工事をされます。排水計画ですが、雨水については集水して東西にある水路へ排水をされます。生活雑排水は合併浄化槽で処理した後に、雨水と同じ経路で東西にある水路へ排水をされます。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当し、許可し得ると考えております。

以上です。

議長

この案件については私のほうが事前調査を実施しましたので、調査結果を報告します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的については、事務局から説明のあったとおりでございます。

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、雨水は河川水路に放流し、家庭内排水は合併浄化槽で処理し、河川水路に排水する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

その他の特記事項、令和7年9月25日に現地確認済みです。

令和7年10月6日、小城市農業委員会、農業委員、江里口泰信。

以上でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取についてを議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

議案書は6ページから19ページなんですが、修正がありましたので、本日、机の上にお配りをしておりました集計表については差替えということになります。

それから、机の上に置いておりましたその差替えの下の、以降の分ですね、そち

らについては10-39ということで、〇〇〇〇さんが入っていますが、これは追加の利用権の届出の分になっています。

そういうことで、すみません、御覧いただきたいと思います。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について説明をいたします。

今月の賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画は、合計で90件、414筆で、合計面積が124万6,466平方メートルとなっております。

詳細につきましては明細のほうで御確認ください。

説明は以上です。

ただいまの説明に対して、御意見・御質問があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

続いて、所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取についてを議題とします。

番号601から603について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

議案書のほうは20ページから21ページです。

所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画(案)について説明をいたします。

本日の所有権移転の審議件数は3件です。

申請番号601から603について、まとめて説明をいたします。

まず、番号601ですが、(権利の設定を受ける者、権利を設定する者、権利を設定する土地、設定する権利、権利の種類を読み上げる。)

続きまして、602番、(権利の設定を受ける者、権利を設定する者、権利を設定する土地、設定する権利、権利の種類を読み上げる。)

最後に、番号603ですが、(権利の設定を受ける者、権利を設定する者、権利を設定する土地、設定する権利、権利の種類を読み上げる。)

説明は以上です。

申請番号601につきましては、あっせん委員の4番西村委員からあっせん結果報告をお願いいたします。

あっせん結果報告を行います。

601につきまして、令和7年7月の農業委員会であっせん委員に指名をされました。

翌日、現地圃場を確認したところ、隣接農地と一体となって耕作をされておりました。

さらに10日、所有者へ状況等を確認。耕作者等をお聞きしまして打診する旨、お伝えしました。希望価格としまして10アール当たり〇〇万円ということでございました。

7月11日、耕作者である〇〇〇〇氏へあっせんの案件を説明し、今回希望された10アール〇〇万円で購入受けると回答をいただきました。

所有者へその旨、成立したことをお伝えして、今後の手続についての詳細は事務局より連絡がある旨、伝えたところでございます。

以上でございます。

続いて、申請番号602につきまして、あっせん委員の8番釘本委員からあっせ

議 長

事務局

議 長

4 番

議 長

8 番

ん結果報告をお願いいたします。

4月7日にあっせん委員に指名されました。その日の15時に、所有者の代理人である〇〇さんに電話をしまして、売買あっせん担当になったことを話しています。〇〇さんは、現耕作者、芦刈町永田の〇〇〇〇さんが購入の意思があるということをお話されました。〇〇〇〇さんに連絡を取り、〇〇さんが10アール当たり〇〇万円で購入の意思があるということを代理人の方が言われました。

4月10日に、現耕作者の〇〇〇〇さん宅へ訪問しました。代理人の〇〇さんが10アール当たり〇〇万円ぐらいで売買するというお話を話しています。〇〇さんは購入すると話されました。

その旨、4月12日に代理人の〇〇さんに電話しました。〇〇〇〇さんが10アール当たり〇〇万円で購入するというお話をあっせんが成立しました。

詳細の額のほうは事務局で詳しく話されると思います。

以上です。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号601から603について異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、第3号議案につきましては計画書(案)のとおり異議なしとして小城市長へ回答いたします。

次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は22ページです。

第5号議案 農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。

本日の審議件数は、売渡希望が2件、借入希望が1件です。

まず、売渡希望の申請番号1番について説明をいたします。

資料は86ページから89ページです。

申請番号1番、(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

説明は以上です。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は90ページから93ページです。

申請番号2番、(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

説明は以上です。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認すること

に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、借入希望の申請番号1について事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局

借入希望の申請番号1について説明をいたします。

資料は94ページです。

申請番号1番、(希望土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、借入希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

説明は以上です。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

4番

始まる前にもちょっと話をしていたんですが、この方は漁業者ということで、私の近所の方なんですけれども、多分、農業とか一切やったこととあられないと思うんですよ。この方が、農地を借りられて梅を植えるということですけど、何をしようとしてされているのかよく分からないんです。不安なところがあります。どがんですかね。

事務局

基本的には漁業をしながらということにはなると思うんですけど、新規就農を考えておられまして、梅を栽培したいということでお聞きをしているところになります。

4番

新規就農というか、ノリが主で、かなり大々的にやられているところなんで、ノリも半年ではあるんですけども、誰か指導する方があってのことなのかですね。借地なんですけれども、相手さんに御迷惑がかかるのもいけませんので、ちゃんと指導する方がいらっしゃるのか、そこら辺、確認してから相手さんの了解をもらわないと、植えっ放しで荒れ放題になっても困るなど。その辺は確実に相手さんも分かって貸していただければいいのかなと思いますけど。

事務局

指導者についてはちょっと確認を取っておりませんので、申請人の方に確認を取った上で、その辺り、今、心配されてある部分を〇〇さんのほうにお伝えした上で、あっせんのほうを進めていただくようにしたいと思います。ありがとうございます。

議長

ほかに何かございましたら。

それじゃ、その内容を確認後、この件についてはこの次の農業委員会で御報告をしていただきます。よろしく願います。そういうことでよかですかね。

事務局

そしたら、確認した上で、その辺クリアできたら、あっせんに入っているということでもよろしいでしょうか。

6番

あっせんというか、探すということやろ。

事務局

あくまでも貸したいという方がいらっしゃらないと、なかなか成立はしないと思うんですけど。

8番

希望条件というのは、牛津と三日月を希望されている。

事務局

あくまでも、恐らく山手というか、梅林というかですね、できそうなところ、樹園地とか、そういったところが想定されているとは思いますが。

議長

本来の職場は海やっけんが、出作するということやろうか。

事務局

そうですね。芦刈のほうから出かけられてということで、なるべく近いところとは言われていたと思うんですけども。

6番

牛津は分かるばってん、織島まで来るということは大変やろうね。

3番

端から端やもんね。

議長

梅は特別、技術指導もちゃんとおらんぎ、よかとはならんけんね。

3 番
8 番
事務局
4 番
議長
8 番
議長
8 番
議長

植えっ放しじゃね。

借りるとでしょう。

はい、借入希望です。

家庭菜園的なもんでしんさつとない、別によかばってんが。

面積も少ないね、あればってん。

一番南のもんがさ、三日月のにきんとば借りるという自体がさ。

10アールてんなっぎ、やっぱり荒らす可能性の怖かもんね。

わざわざ三日月、牛津なんて、ちょっと目的のあっけんやろうか。

そこら辺の確認ばしてください。

そしたら次に、第6号議案 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

議案書は23ページ、最後のページですね。

資料については別冊になっていまして、10月定例会資料ということで青文字で書いてある分と、あと、農業委員会の意見ということで赤文字で一枚紙が封筒に同封されていたと思いますけれども、こちらのほうで説明はしたいと思います。

第6号議案 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見についてを説明します。

農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、小城市長から意見を求められているため、審議をしていただくものでございます。

今回は、農用地区域からの除外が7件となっております。

10月定例会資料のほうを御覧ください。一括してまとめて説明します。

番号1番というところのページ、2枚開いていただいたところになります。こちらのほうから説明をしていきます。

（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定の理由としましては、事業所から近いためということで選定をされています。

申請農地は、特定土地改良事業等が施行された第1種農地ですけれども、許可し得るものと判断をいたしております。

続いて番号2が、ページが振ってありますところの5ページになります。

（土地の所在地番、地目、変更面積を読み上げる。）

番号1番の隣の部分になってくるんですけれども、選定理由としては、父親の自宅が近くにあり、通勤をしやすいため住宅を建てたいということで申請をされています。

申請農地は、特定土地改良事業等が施行された第1種農地ですが、許可し得るものと判断をいたしております。

続いて番号3番で、ページが9ページと10ページになります。

番号3-1、3-2と振っているものになりますけど、（土地の所在地番、地目、変更面積を読み上げる。）

選定理由としましては、申請地一帯は耕作されていない農地がほとんどで原野化しており、耕作放棄地を有効に活用したいため太陽光発電を設置したいということです。

申請農地は、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地で、許可し得るものと判断をいたしております。

事務局

それから次が、15ページから17ページです。

番号が4、5、6になっています。(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

こちらの選定理由は、事業者の規模拡大に伴い、既存の工場に隣接しているところに倉庫を建てたいということです。

申請農地は、特定土地改良事業等が施行された第1種農地ですが、許可し得るものと判断をしています。

最後に、番号7番の、ページは22ページになります。

(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由としては、産業廃棄物処理施設を設置するため、近隣の住宅に迷惑がからず、現在の事業所に近いためということで選定をされています。

申請農地は、特定土地改良事業等が施行された第1種農地ですが、許可し得るものと判断をいたしております。

全ての案件について、一枚紙ですね、農業委員会の意見ということでつけさせていただいておりますが、番号1番から7番まで農用地区域から除外することはやむを得ないと考えており、全て意見なしとして小城市長へ回答したいと考えております。

説明は以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第5号議案について原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり回答することに決定しました。

ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくようお願いいたします。

(なし)

事務局 ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いいたします。

次回の日程等をお知らせします。

まず、今月の農地転用の現地調査が10月27日月曜日、午後1時30分から2-6会議室となっています。

それから、来月の定例農業委員会は11月5日水曜日、午後1時30分から、次は2-6会議室となります。

以上です。

議長 以上をもちまして10月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員